

1. 件名：「柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の所内常設直流電源設備（3系統目）の地震動等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（1）」

2. 日時：令和4年7月20日（水）16時00分～16時40分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：名倉安全規制調整官、佐口主任安全審査官、海田主任安全審査官、谷主任安全審査官、鈴木安全審査専門職、西来主任技術研究調査官、松末技術参与、馬場係員、齋藤調整官、皆川主任安全審査官、田島主任技術研究調査官※

東京電力ホールディングス（株）

：原子力設備管理部地震グループマネージャ 他7名 ※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 所内常設直流電源設備（3系統目）に用いる基準地震動について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 【参考資料】 標準応答スペクトルに基づく評価について

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力成長谷です。本日のヒアリングを始めたいと思います。あとヒアリングの内容としては、柏崎刈羽は原子力発電所 6 号及び 7 号炉、
0:00:12	所内常設直流電源設備、
0:00:15	3 系統目に用いる基準地震動についてということで、資料が二つですね、本編と参考資料ということで、
0:00:24	届いていますので、まず資料の説明をお願いします。
0:00:29	はい。東京電力の藤岡です。ご説明させていただきます。
0:00:35	資料については 2 部をご用意させていただいております、表紙の右上の資料番号でいきますと、造形計 6 名の 14 番と、
0:00:46	K K 6 名の 15 番という 2 部をご用意させていただいております。御説明につきましては、14 番の薄い資料を用いてご説明させていただいて、
0:00:59	15 番の紙、分厚いほうの資料につきましては標準応答スペクトルの審議でお示しした資料を、
0:01:06	再掲したものですので必要に応じて、
0:01:09	ご参照いただければと思います。
0:01:12	本日のご説明ですけれども、地震津波班とプラント側で合同ということで、今回第 3 電源の申請において基準地震動について審査いただくことになった経緯についてまず、
0:01:26	後、簡単にご説明させていただければと思います。
0:01:31	当資料の 14 番、
0:01:34	と。
0:01:35	の 3 ページ目をまずご覧いただければと思います。
0:01:41	柏崎刈羽の基準地震動におきましては、2017 年の 2 月、12 月に許可を受けているんですけども、その後、2021 年の 4 月に、
0:01:52	規則の解釈の改正がありまして、標準応答スペクトルに基づく評価を実施することが徐々に規定されております。それ、
0:02:03	それを受けまして柏崎刈羽につきましては、
0:02:07	箱書きの一番、
0:02:10	下のポツになりますけれども、2021 年の 5 月に基準地震動の変更が不要であると。
0:02:16	文書を提出し、いたしまして、2022 年の 3 月に審議結果として、基準地震動の変更が不要であるという通知を受けているところでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:28	具体的なさ、標準応答スペクトルに基づく評価結果についてご説明させていただきます。
0:02:34	9 ページと 10 ページをご覧ください。
0:02:40	まず、9 ページの荒浜側になりますけれども、スペクトルの図中の赤色の、
0:02:49	実線とガイドの 8000 が標準応答スペクトルに基づく、
0:02:54	評価結果になりますが、荒浜側につきましては緑色の $S_s - 3$ 。
0:03:00	水平及び鉛直方法ともに包絡されるということから基準地震動として設定しないと。
0:03:08	ことになっております。
0:03:10	続きまして 10 ページ目をご覧ください。
0:03:14	一方の大宮田川につきましては、
0:03:17	標準を、青色の $S_s - 1$ に対しまして、
0:03:23	藤本スペクトル。
0:03:24	に基づく地震動は、
0:03:27	水平につきましては、すべての周期体で包絡されていると。
0:03:33	関係ですけれども鉛直方向につきましては周期 1.7 秒以上の周期体を除く端緒議題。
0:03:41	S_0 値を下回ると。
0:03:43	いう関係になってございます。
0:03:46	で、この結果を踏まえまして、
0:03:50	11 ページをご覧ください。
0:03:53	この 11 ページにありますように、木塚の施設等につきまして、固有周期を確認しています。
0:04:02	その結果、
0:04:05	標準応答スペクトルが $S_s 1$ をわずかに上回っている、鉛直方向のスズキ 1.7 秒以上の長周期側につきましては、
0:04:14	この固有周期を有する施設は存在しないということを確認して、
0:04:19	標準応答スペクトルによる地震動を基準地震動として設定する必要がないという判断をしてございます。
0:04:28	ただし、この確認におきましては、既許可の施設、
0:04:33	についてのみでございますので今後設置する施設については、
0:04:38	基準地震動として設定するかについて個別に確認するよう、する必要があると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	ということで、4月の28日の審査会合では苦渋に用いる基準地震動についてご審議いただいております、
0:04:55	今回は第3電源につきましても同様に審査いただくということになりましたので本日ご説明させていただくと。
0:05:03	という経緯でございます。
0:05:07	形としては以上を、
0:05:09	ですので、資料の概要について、元からご説明させていただければと思います。
0:05:17	まず戻っていただきまして1ページをご覧ください。
0:05:22	先ほど申しました通り特重の審査会合での実績がございますので、その資料からの変更点を赤字の今回御説明ということで示しております、
0:05:35	基本的な変更点はこれまで特重の審査で、特重わつとしていた手法を、第3電源はという、
0:05:44	主語に置き換えるという、主変更を行っているものになります。
0:05:50	続きまして2ページ目をご覧ください。
0:05:54	藤。
0:05:55	社内常設直流電源設備括弧3系統目に用いる基準地震動ということで、
0:06:04	第3電池につきましては6号と7号炉の原子炉建屋内に設置するという ことで、
0:06:10	大湊側の基準地震動を用いると。
0:06:13	ことを、
0:06:15	に、
0:06:16	用いるということにしております。
0:06:19	それ以降、
0:06:21	3ページ目から11ページ目までは先ほど経緯、ご説明させていただいた通り、評定とその評価の内容を再掲させていただいているものでございますので、
0:06:34	こちらについては割愛させていただきます。
0:06:38	12ページをご覧ください。
0:06:45	第3電源に用いる基準地震動ということで、周期1.7秒以上の長周期側に鉛直方向の固有周期を有しない設計とするため、
0:06:57	第3電池についても基準地震動として設定する必要はないと。
0:07:02	ということで結論をここに記載させていただいております。
0:07:07	同様の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:09	同様にですねプラント側の審査資料におきまして、周期 1.7 秒以上の長周期側に鉛直方向の固有周期を有しない設計方針であると。
0:07:19	ことは今回と改めて反映しているところでございます。
0:07:25	簡単ですけどご説明は以上になります。
0:07:32	はい規制庁タニです。それでは
0:07:36	資料の確認に入っていきたいと思っておりますけれども、
0:07:40	まず私の方からなんですけど先ほど説明あった通りこれ特重と同じような考え方で、第 3 電源についてもまとめているという、同じような考え方になってると。
0:07:51	ということだと思いますけど。
0:07:55	差分というか、
0:07:57	大事なページっていうのが多分 12 ページになって、
0:08:02	12 ページが評価なんですけどこれまた
0:08:07	第 3 連系においては、
0:08:11	耐震設計等に基準地震動を用いる施設等についてということでこの説明始まっているんですけど、前もこの耐震設計等という話と、
0:08:21	施設等っていうのはこれ具体的に何なんだろうかっていう話をしてきたと思うんですけど、ここんな、それに対して前回、特重の時にはですね参考として、具体的にこういうものが、
0:08:34	あるんですよっていう話をしたと思うんですけど。
0:08:37	その辺の資料って、今回つけられていないと思うんですけど。
0:08:43	ちゃんとこの辺の頭っていうのについてはですね、
0:08:46	説明をしていただきたいんですけど。
0:08:49	これは前回とおなじ考えでいいんですかね。
0:08:54	東京電力の藤岡です。そうですね
0:08:59	耐震設計等に基準地震動を用いる施設等、
0:09:03	この説明のスライドは特重の時にはつけさせていただいて、それは
0:09:10	具体的に申請書にこう書いてこう書き、書いてる内容はそういうものが含まれているっていう説明になっていたかと思います。
0:09:20	今回第 3 年限の申請におきましては、テンロクに反映するかどうか、テンパチにこう書きますというす。
0:09:29	話は実際に行わない、補正を行わないということなので、そういう趣旨の記載はちょっとカットさせていただいております、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:40	それに伴ってその等の意味はどうなんだっていうところをカットさせていただいたんですけども、
0:09:46	確かに記載として耐震設計等に基準地震動を用いる施設等という記載があるので、
0:09:52	そのスライドは残しておいてもいいのかなと。
0:09:58	と。
0:09:59	思います。
0:10:11	規制庁タニそれやっぱりですねそうですねこの資料上の高野藤ってというのは何なんですか、変わってないんですか。或いは、第3電源になってくるところの頭が変わってくるんですかとかいうのはですね、それはっきりしておいた方がいいかなということ
0:10:25	お願いします。
0:10:27	あとは、
0:10:29	そのあと周期 1.7 秒以上の長周期側に鉛直方向の固有種有しない設計にすると、いうことを言ってるんですけど、これって今の時点では、やっぱりこの第3系、
0:10:42	電源については、
0:10:45	こういう周期が、
0:10:47	有していないことはまだ確認はできなくて、
0:10:51	という話なんですこのここ、この設計とするっていう。
0:10:58	もうすでにこう、こういう設計になっっているっていう。
0:11:03	ここと、例えば建て建屋の
0:11:07	もう周期がこうだからそれにこれが加わっても変わらないという、そういった確認をしているとかじゃなくて、こういう所有しない設計にする、ちょっと今後のことのような、
0:11:19	書き方になるっていうことで確認はできていないってことなんですかね。
0:11:24	有していないっていうふうには、まだ書けないってことなんですか。
0:11:39	東京電力の仲村と申します。質問にお答えいたします。
0:11:48	見切れない。
0:11:49	そういうことなんですけど。
0:11:51	現状見通しとしては 1.7 秒以上にならないこと。
0:11:56	というところまでは見えているんですけど詳細なことについては設置工認の断面で改めて説明することとさせていただきたいと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:08	あと東京電力の園田と申します。ちょっと1点補足しますと、またこの第3電源というのは、もちろん許可いただいてから施行に審査を受けて工事しますのでまだ、
0:12:18	そういった設計は進んでおりませんか。
0:12:22	木瀬通でですねAM用直流電源設備というものが、あと、ほぼ同じものがございまして、
0:12:28	そちらの方ではですね蓄電池を鉛直0.05以下、
0:12:33	充電機能も鉛直0.04程度なんですので、ほぼ大丈夫だという見込みで記載をしております。
0:12:41	以上です。
0:12:44	規制庁タニさんの事実確認できました。
0:12:49	今のところはこういう書き方になるってことですね。
0:12:54	あとですねさっきちらっとお話しされました今回、
0:13:01	テンロクとかは、変えにはいかない、変更が出ないってことなんです。さっきなんかちらっとそんなふう聞こえたんですけど、
0:13:10	確認さしてください。
0:13:13	東京電力の藤岡です。テンロクテンパチいのを、申請書につきまして、前回の特重の補正、
0:13:23	その際に、この標準応答スペクトルの内容はすべて反映させていただいておりますので、第3電源の申請におきまして個別にそういう、
0:13:34	補正を加えるという行為は発生しないものと考えております。
0:13:42	規制庁の名倉です。
0:13:45	テンパチはまず、
0:13:48	いいかもしれないですけど、テンロクに関して、一般論的に特重のところに記載したことに関しての説明は一切受けてなくて、補正でいきなり書いてきてるから、説明がないんですね。
0:14:01	ということで、そのところは、
0:14:07	テンロクに関しては、
0:14:10	テンパチは設計方針としては消してくれ、テンロクに関しては寄与してるっていう。
0:14:16	理解はないので、そこはテンロクに関しては毎回示さなくちゃいけないんじゃないですか。
0:14:29	というふうにちょっと私自身は思ってますけど、それでそれはそれでちょっと考えていただくとして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:36	さっき谷の方から説明ありました通り、従前参考として設置変更許可申請への反映方針というものを書いてもらってその中で、
0:14:46	耐震設計等に、基準地震動を用いる施設等、
0:14:51	こういった時の耐震設計等の等は何か、施設等の等は何かっていうことの、
0:14:57	この補足説明は、
0:14:59	反映とは別途、
0:15:01	何を意味してるのかっていうことに関しては、
0:15:06	説明を追加する必要があるっていうのは、私も一緒に、ただ、あと重要なのは最後にまた書きっていうのがもともとついていて、
0:15:15	令和4年3月23日以降に基準地震動を用いて設計した施設は存在しない。
0:15:23	ことを確認しているってなってるんですけど、この事実が変わらないということであれば、これはそういうふうに言う必要はないかなとは思いますが。
0:15:34	ちょっと微妙なのは、特重能まだ設置変更許可がなされていない状況なので、
0:15:45	今の段階でどういう説明をすべきなのかっていうのは、特重が、
0:15:51	まだ確定していない状況での説明をしないといけないんじゃないかなと思いますけど、特重ですでに書いてますと言ってもまだ許可出てないと。
0:16:01	そういう状況ですので独自の許可が出てからどうするのかっていう話。
0:16:07	は、ちょっとここら辺どうするのかなっていうのがちょっとあるんですけど。
0:16:12	今これ、もう先ほどの説明もそうだけど特重の許可が出たことを前提にした説明を今してるっていう理解でよろしいですかそれで本当にいいんでしょうか。
0:16:27	そうですね
0:16:30	おっしゃる通り我々もそこの記載をどうすれば、整理しやすいかということで、元、先ほどご説明させていただいた通りそういう申請書に書くだとか、
0:16:42	そういう話は、まず抜いて、第3電源の方針としてはこういう方針ですので、フェーズに入れないと。
0:16:50	ご説明を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:52	ができればなということで今、整理させていただいています。
0:17:00	オッケ。
0:17:01	か特重の方で許可をいただいて、
0:17:06	来ていただいた段階で、その点6ですとかテンパチが上書きされ、
0:17:11	と。
0:17:12	そのあとに、第3電源。
0:17:15	いつも、
0:17:18	の補正も入るといことですので最終的に行き着くところは同じなのかなと思っているんですけども、
0:17:28	規制庁の名倉です。
0:17:31	行き着くところが同じだったとしても会合も1回やるつもりですかっことです。
0:17:38	許可が出てから特重の許可が出てからそれをベースにした。
0:17:42	テンロクの記載の要否を介護やりますかっという話です。
0:17:48	今んところ見解違ってるので、
0:17:50	テンロクに関しては、特重のときに、上書きをしましたっということの説明を受けてません。
0:17:59	会合でも向けてないしヒアリングでも受けてなくて突然変えてきてると。
0:18:03	そういう状況において、
0:18:05	じゃあ、それを会合で、記載を必要か否かっということについて、私自身は、これ議論が必要だと思いますけれども、
0:18:15	それをじゃあ、特重の許可が出てから会合をもう1回やるんですかっということをお聞きしてます。
0:18:47	規制庁の名倉です。重ねて申しますと、
0:18:50	上書きをしたから申し、今後の申請では、下、それはもう書かなくてもいいということの、説明は今まで受けてないんですね。
0:19:03	テンパチは施設側で判断すればいいんだけど、
0:19:06	テンパチに関してはこれはまだ
0:19:13	そういう解釈をしてもいいのかもしれないけどテンロクに関して毎回確認をするといったときに、
0:19:19	確認行為をするための前提として、
0:19:22	今回の設計方針っていうのは、固有周期を避ける設計方針だから従来の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:29	施設の固有周期にかかわらず、十分に耐える設計十分に機能保持する設計というところ。
0:19:37	これとは、設計方針、違う設計方針なんですね。
0:19:42	基準地震動の策定を避ける設計方針。
0:19:46	ていうのは、
0:19:48	非常に特別な方針でもあるので、
0:19:51	これについて、これをベースに、基準地震動を策定しないという判断をするときに、
0:19:58	それを毎回、
0:20:01	補正で説明はしなくても、補正申請にはもう1回書いたからそれでいいですよ。
0:20:08	で、それについては、確認行為だけは毎回会合でやっていきますということなのか、今後どうするのかっていうことに関して特重のところでは議論をしてない。
0:20:20	だから、今回第3電源のところでは議論をしないといけないかもしれないし、第3電源で議論するとしたらそれはS Aの施設の話であって特重はもう書いてある。
0:20:31	S Aについては今回書くのか。
0:20:35	D Bについてはまだ
0:20:39	前提でないわけですね。だから、1回ワーキをする機会が必要なのか。
0:20:44	ちょっとそういったところのですね、スキームについて、
0:20:50	議論がされていないので、
0:20:52	特重と同じことをしないのであれば、
0:20:55	何か違うスキームを通るのであればその説明が必要になるし審議の時間が必要になります。
0:21:02	だから特重と全く同じことをするんだったら私何も言わないつもりだったんだけど、
0:21:07	特重とは違ってテンロクには書きませんとか、そういう話をするのであればそれは会合で議論しましょうって話になります。
0:21:16	ちょっとそこら辺、今後どういうふうな方針を施行するのか、ちゃんとスキームを審査した上で、この第3電源を通すのがちょっと、
0:21:27	そこら辺検討してもらえますかね。
0:21:33	承知いたしました。
0:25:17	すいません規制庁の名倉です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:19	こちらでも少し施設側の担当者も今いるので、少し話を
0:25:25	してみたんですが、
0:25:27	やはりですね、
0:25:30	例えばテンパチD1 回書いてるものに対して、それと変わりませんっていうのは、一応テンロクテンパチっていうのは、申請対象に対しての条文適合。
0:25:44	に関して、基本設計ないし基本的設計方針の根拠となる内容について、
0:25:51	添付書類の中で説明をしていると。
0:25:54	いう解釈をしているので、未来永劫のことをそこで宣言したという位置付けではないわけですね。
0:26:02	あくまでも申請ごとに対象の施設があって、その施設に対して、従前の方針、1 回制限した方針と違いはないと。
0:26:13	いうふうなことを、毎回その言うわけですね。
0:26:19	ですからそういう意味も含めて、
0:26:22	テンパチに関してもそういうこと一切今説明してないわけですね。
0:26:28	資料上は、
0:26:30	だからそういうスキームを取るんであればテンパチに関しても、やっぱり、1 回説明が必要なんじゃないかなと。
0:26:39	そういうスキームの中で、
0:26:41	今後の申請案件で、
0:26:43	多分施設としては三つの種類があるので特重と、
0:26:47	S A 施設と設計基準対象施設三つあるから、
0:26:52	その三つに対して、今後どういうふうなビジョンで対応していくのかっていうことをやっぱりちゃんと言わなくちゃいけない。
0:27:01	じゃないかなと思います。
0:27:03	うん。ですからちょっと
0:27:06	今後のスキームも含めて、
0:27:09	特徴のところで説明していない。
0:27:13	ないようですね。
0:27:14	これをスキームとして踏襲するのであれば、
0:27:19	そのスキームに対しての説明をしていただきたいと、そうでなければ、
0:27:23	特重と全く同じ申請。
0:27:27	内容。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:29	構成であればそれは、同じように判断をしますけど、違うプロセスを取るのであればスキームを取るのであれば、その説明について、1回丁寧な説明が必要かなと思います。
0:27:47	ちょっとここら辺、
0:27:48	検討していただけますでしょうか。
0:27:51	あとちょっと重要なのは、参考としてまた書きが示されていて、
0:27:56	基準地震動を適用した、適用して設計した施設がある、日付以降ないということ。
0:28:05	特重の場合は特重のときに、多分言っているので、特重以降のものについては、その特重の許可以降にないっていうことを、
0:28:16	多分言えばいいことになると思うのでそこは非常に簡単な話なのかなと思うんですけど。
0:28:23	ちょっとここら辺含めて、
0:28:26	資料、資料は大体ある程度そろってるんですけど、どういうことを、今回の審査の中で、説明するのか、その説明を省略するのであれば、特重と全く同じ申請。
0:28:39	構成にした方がいいし、
0:28:41	今後のスキームのことも考えて1回ちゃんと説明をした上で、今回、テンロクの記載テンパチの記載を省略するのであれば、そのスキームをちゃんと説明してください。
0:28:53	ちょっとこれ、どう選択するかによると思うので、
0:28:56	ここら辺を少し検討していただけますでしょうか。
0:29:02	私からは以上です。
0:29:07	あ、東京電力の藤岡ですいただいた趣旨、承知いたしましたので、どういうスキームを取っていくかということをしっかり考えて、ご説明させていただきます。
0:29:45	追加してもらえばいい。
0:29:49	規制庁谷ですけど。
0:29:51	これちょっと念のため、聞いとくっていうところですけど。
0:29:56	今回第3電源の施設が浮くつくことによって、11ページ、既許可の施設等の固有周期を確認していただいている。
0:30:07	この辺の施設のこういう周期がこう変わっていくとか、そういうことは、
0:30:12	ありませんかねっていうのをちょっと確認さしてください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:34	規制庁のナグラです。
0:30:39	まず今回第3電源っていうのは、
0:30:41	設備としてはある程度もう構造とか仕様とかっていうのはある程度イメージがつくものなのでこれは明らかに、見通しとして、まだ具体的な設計を示してはいるわけではないけど見通しとして、
0:30:54	非常にかたい構造です。
0:30:57	五合な構造物であるということは今までの審査の実績からしても私たち理解はできるので多分そういう説明は、補足として、なお書きでも程度でもあり得るのかなと思うんですが、
0:31:09	ちょっと今谷が聞いた質問の中を深く解釈すると、
0:31:14	どこまで言わなくちゃいけないのかっていうことで例えば、
0:31:19	第3電源を設置する箇所が、既存の建屋であれば、
0:31:24	その建屋のフロアの重量に対して何%ぐらい、全体重量に対して何%ぐらいでございかな、質量の違い、重量の違いであるので、
0:31:35	固有周期には影響しない、固有周期には影響しないってこれ言ってる。建屋の元現象だとか、建屋の固有周期に影響しないっていうこともあるし、
0:31:45	地盤安定性についても影響しないということかもしれないですけど、
0:31:50	そういうところも含めて、
0:31:52	少し、
0:31:53	補足をちゃんとした方がいいんじゃないかなというふうにはちょっと思いました。
0:31:59	今までの特重の施設については新設もあるし、既設のところにもあるんですけどそういったところあまり踏み込んで、いないところはあるんですけど、
0:32:09	第3電源の施設に関しては、もうある程度の実績があるし、説明することっていうのは、ある程度絞れるんじゃないかな、重点的に説明すべき内容っていうのは絞れるんじゃないかなと思います。
0:32:22	ちょっとそういったところも含めて、
0:32:25	少し
0:32:26	何ていうかな見通しを少し、なお書きでも結構ですので書いた方がいいんじゃないかなというふうにはちょっと思いました。以上です。
0:32:52	承知いたしますと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:54	こちらの地震津波側のパワーポイントの資料につきましてもその重量所増の影響等に対する考え方について、しっかり記載して、
0:33:04	どうぞ説明するようにいたします。
0:33:16	規制庁佐口ですけど、非常に細かいところで、
0:33:21	恐縮なんですけど、
0:33:23	2ページそもそもなんですけどね、今回の
0:33:27	申請で、この対象となるものは、
0:33:32	6号と7号の原子炉建屋内に設置するってありますけど、
0:33:37	これ申請のうちですね。
0:33:39	特に基準地震動を使って、
0:33:45	するものが、
0:33:47	これっていうだけじゃないんですかね、その他にもあって、
0:33:52	あくまでもS s
0:33:54	に関係するものがこれであって、
0:33:58	そうそういうことじゃないですかね。全部。
0:34:01	全部、この中に設置されるんですかねちょっと細かいことですけど。
0:34:09	東京電力ホールディングスのソノガシラです。衛藤該当いたします。
0:34:15	今回の第3系統目の蓄電池というのは知久電機充電器、あと電圧計等がございます。
0:34:27	御説明はご認識の通りですね原子炉建屋内に、ほぼ、
0:34:31	法というか
0:34:33	蓄電池で
0:34:36	充電器、村瀬されまして、あと、これ以外としたら、コントロール建屋に、
0:34:42	低圧系計器のような、みたいものがつく。
0:34:46	それ以外はございません。
0:34:48	以上です。
0:35:00	規制庁の名倉です。
0:35:03	ちょっともう少し踏み込んで、多分サグチが聞いたかったことだと思うんですけど、もう少し踏み込んでお聞きしますと、
0:35:12	今回の主所内常設直流電源設備3系統目の申請において、
0:35:21	追加になっている。
0:35:23	可搬型も含めた設備、
0:35:28	に対して適用する基準地震動ということでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:35	荒浜側には、
0:35:37	そういったものはないという理解でよろしいですか。
0:35:41	結局
0:35:43	S A対策とかそういったところも含めて今回変更している。
0:35:48	箇所ってというのは、荒浜側にはないですよ。
0:35:53	ということですけどそこはいかがですか。
0:35:58	はい、東京電力ホールディングスのソノガシラでございます。
0:36:02	可搬型含め荒浜側に係る変更は今回ございません。
0:36:08	今回常設のみの原子炉建屋、
0:36:12	あと一部建物ですと、あとコントロール建屋、
0:36:16	違います。以上です。
0:36:20	規制庁の名倉です。
0:36:22	ということは、
0:36:25	S Aのエッセイ対策の有効性評価とかも含めて基準地震動 S s
0:36:33	を適用する施設について、既許可からの変更は特に荒浜側についてはありません。
0:36:42	ですから今回申請の中で評価すべきなのは、あくまでも大湊側の基準地震動に関してです。
0:36:52	という理解でよろしいですか。
0:37:02	東京電力ホールディングスのソノガシラでというご理解の通りでございまして、荒浜側に対しては今回は反省ございませんですね。記載の通り3系統目は、6号及び7号の現象建屋へ設置ことからということで、大宮戸川の実施基準地震動のみが、
0:37:20	関係いたします。以上です。
0:37:49	規制庁の名倉です。
0:37:51	今ご説明いただいた内容の理解はこちらでも施設側と今、直接、
0:37:56	共有いたしまして確認をいたしましたので、理解をいたしました。私からは以上です。
0:38:10	規制庁タニですけど、今オンラインで参加している規制庁側の意見とかございませんか。
0:38:19	ちょっとタジマです。特に、はい、意見ございません。
0:38:26	ニシキの方もありますけど、
0:38:49	規制庁タニですけど、規制庁側からの確認事項は、以上なんですけれども、東京電力からは何かありますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:02	東京電力の藤岡です。こちらから、特にございません。
0:39:10	はい、規制庁谷です。
0:39:12	それでは、ヒアリングの方、以上にしたいと思います。どうもお疲れ様でした。
0:39:20	ありがとうございます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。